

# 令和7年度 水土里サークル活動初任者研修会 組織の設立及び活動内容について



鹿児島県水土里サークル活動支援協議会



# 目次

- ・ 組織の範囲の考え方について . . . . . P1 ~ P3
- ・ 認定の手続きについて . . . . . P4 ~ P23
- ・ 長寿命化に取り組みについて . . . . . P24~P27
- ・ 活動項目について . . . . . P28~P31
- ・ その他(経費及び事務作業フローについて) . . P32~P34

農地維持活動



農地維持活動



共同活動



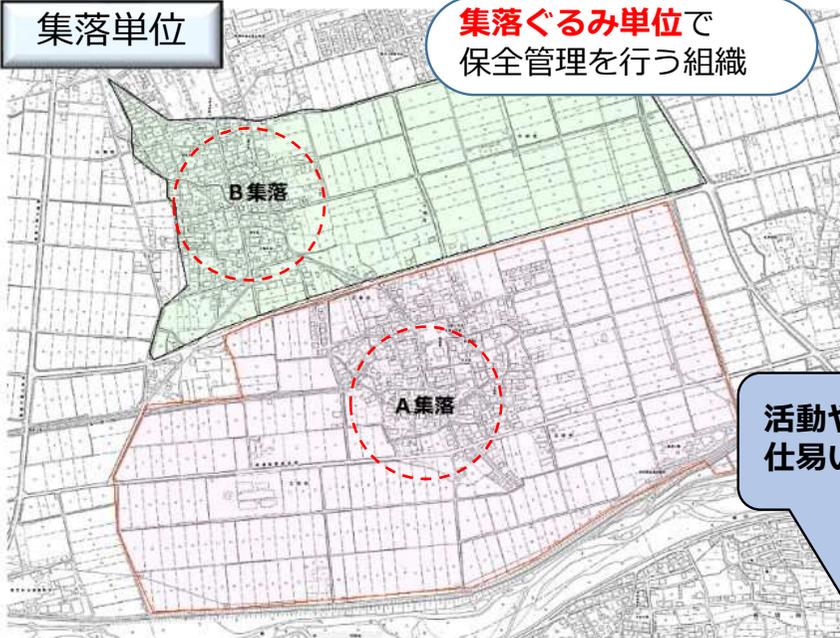
長寿命化



# 組織の範囲の考え方について

集落単位

集落ぐるみ単位で  
保全管理を行う組織



水系単位

ため池や堰など水系単位  
で保全管理を行う組織



活動や合意形成が  
仕易い組織



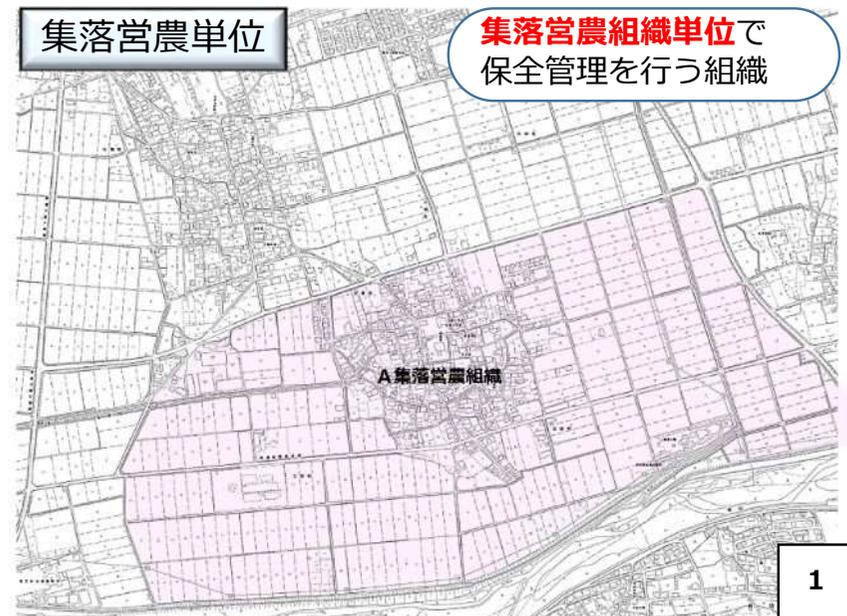
事業単位

ほ場整備事業など事業実施区  
域単位で保全管理を行う組織

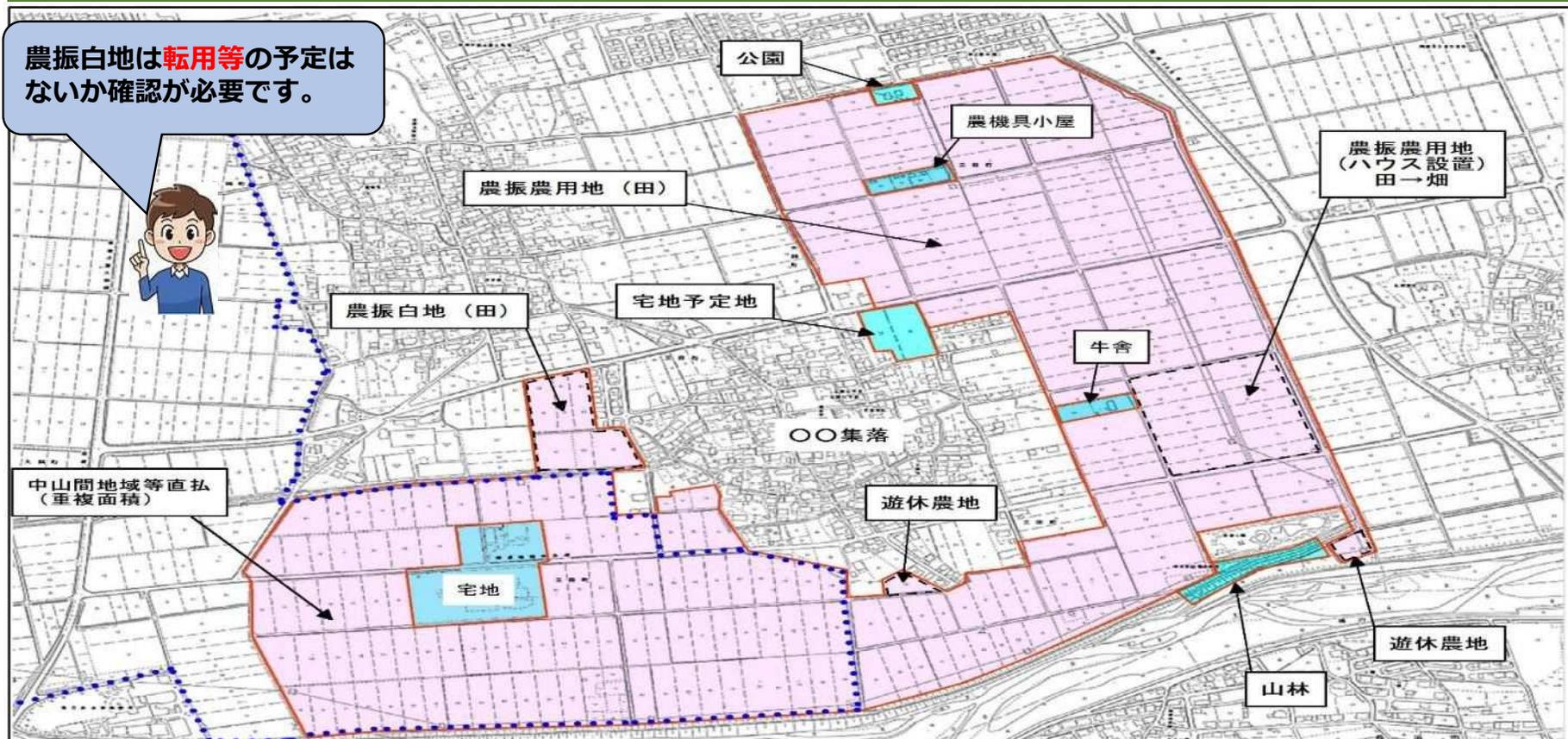


集落営農単位

集落営農組織単位で  
保全管理を行う組織



## 農用地の区分（認定農用地面積・対象農用地面積）



- 「認定農用地」とは組織が共同で**保全活動を行う農用地**です。
- 「対象農用地」とは**交付金の対象**となる農用地です。
- 農振白地は交付金の対象面積に含まれますが、期間内に**転用等**が発生した場合**交付金の返還**の恐れがあります。
- 公道**(国県市町村道)・**河川**・**山林**・**公園**・**畜舎**・**宅地**等は認定農用地及び対象農用地に含む事はできません。
- 中山間直払いに取り組んでいる農用地も多面事業の農用地に取り込めます。※(**重複区間**の保全管理は**多面の交付金**で実施)
- ※地目は「田」であっても、ハウスなどが建って「水田」の機能がない場合は**現況地目**で判断するので、「畑」と見なします。
- ※遊休農地を対象農用地として活動計画書に位置付けた場合は**5年間で耕作可能な状態**にする事が必須になります。

# 実施区域位置図

詳細は「活動の手引き」を参照。

(別添1)

## 実施区域位置図

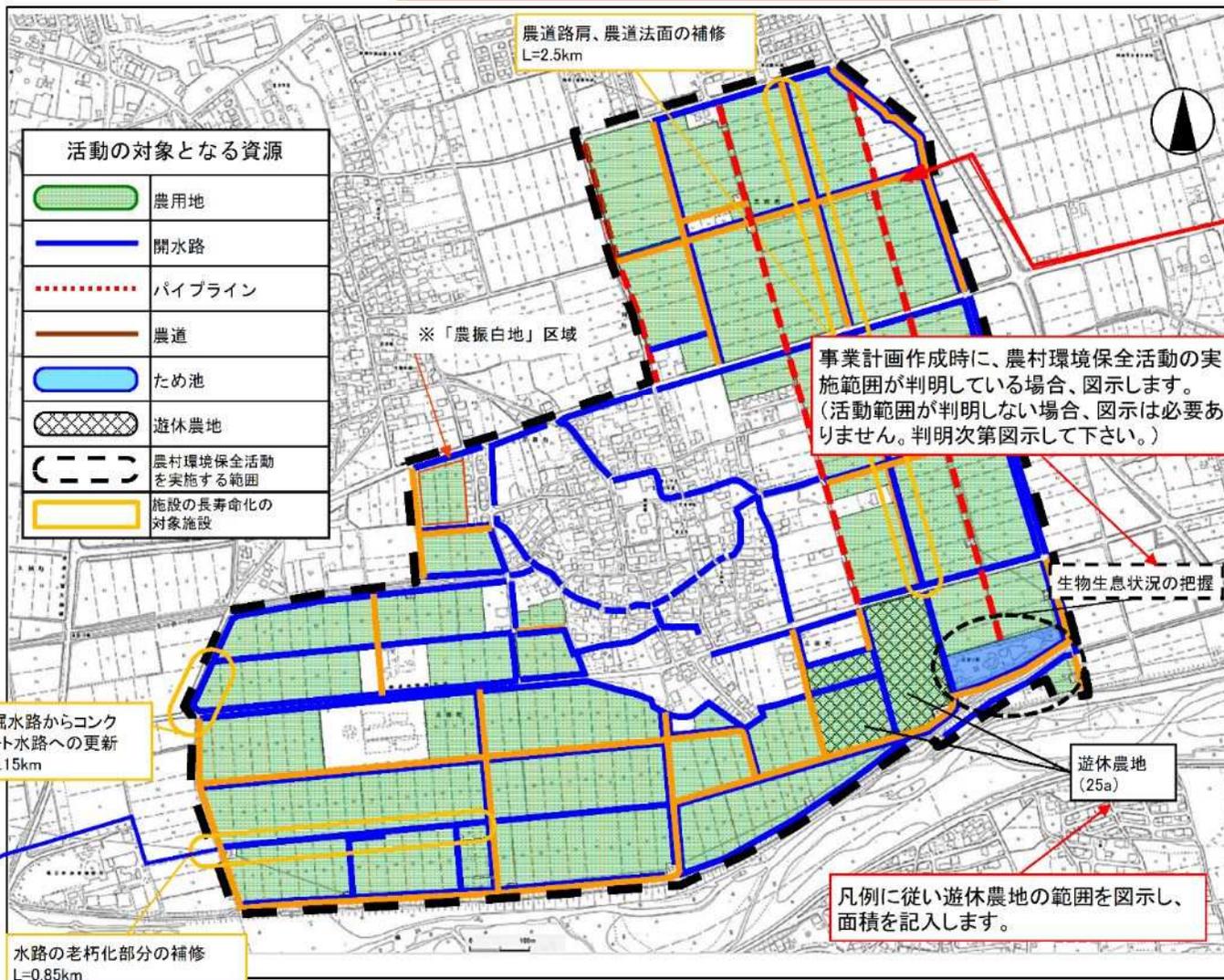
■ 1号事業 (多面支払)

□

- ・活動範囲の判別が可能な図面を添付します。詳細な図示は必要ありません。
- ・図面は複数枚になっても構いません。対象農用地や対象施設が隠れないように旗揚げをして下さい。

組織名称：

○○地域資源保全会



保安全管理する用・排水路  
農道等は全て図示します

活動の対象となる「農地・施設」を全て図示します  
この範囲以外での活動は出来ません。

事業計画作成時に、農村環境保全活動の実施範囲が判明している場合、図示します。  
(活動範囲が判明しない場合、図示は必要ありません。判明次第図示して下さい。)

凡例に従い遊休農地の範囲を図示し、面積を記入します。



# 認定の手続きについて

## 認定に必要な書類（参考）

### 組織が作成する申請書類（様式）

①	規約(別記6-1:活動組織)・協定書(別記5-1:広域組織)・規則(別記5-2:広域組織)	
②	構成員一覧(規約別紙)	
③	多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について(様式第1-1号)	
④	多面的機能発揮促進事業に関する計画(様式第1-2号)	
⑤	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書(様式第1-3号)	
⑥	〃 実施区域位置図(別添1)	
⑦	〃 構成員一覧(別添2)	
⑧	長寿命化整備計画書(様式第1-4号)	
⑨	工事に関する確認書(様式第1-5号)	

※⑦(別添2): 多面的機能支払交付金のみに取り組む場合は、活動組織規約の②(規約別紙)「構成員一覧」に代えることができます。

### 市町村が作成する書類（様式）

⑩	多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定について(様式第2-2号)	
⑪	〃 市町村が管理する施設の工事に関する条件(別紙)	
⑫	多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要(様式第2-14号)	

### その他

⑬	総会資料一式(会次第・議事録・委任状・規約・内規等)	
⑭	農用地面積算出資料(図面)	
⑮	施設延長算出資料(図面)	
⑯	機能診断記録	
⑰	長寿命化の基礎資料(任意様式)	

県内では7年度570組織中  
約296組織が再認定を受ける事  
になっています。

様式1-3号の記載内容が変わりま  
した。

活動組織及び広域組織へ認定を  
通知します。認定した内容は  
掲示板で公表します。

総会等で承認された内容は欠席  
者を含め**全ての構成員**に書面  
等をもって**周知**して**合意形成**  
を図る事が大事です。

# 計画認定の申請（様式第1-1号）

(様式第1-1号)  
【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式  
○年○月○日

△△市長 殿

あいうえお活動組織  
多面 太郎

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第1項の規定に基づき、下記関係書類を添えて認定を申請する。

記

- 1 事業計画
- 2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書
  - 1号事業（多面的機能支払交付金）
  - 2号事業（中山間地域等直接支払交付金）
  - 3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）
- 3 その他
  - 都道府県の同意書の写し（都道府県営土地改良施設の管理）

※ 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）第5条第1項に規定する活性化計画が作成されている場合であって、その添付書類として、多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請に必要な上記1から3までに掲げる書類が既に市町村長に提出されているときは、これらの書類の添付を省略することができる。

□ ※に該当するため、書類の添付を省略する。

R7年度で様式は変わりました。  
組織には**新様式**で申請するよう  
指導して下さい。

認定の申請書です。組織が「市町村に提出する  
書類」は**公印は省略**できます。

申請期限は活動を開始しよう  
とする年度の  
**6月30日**です。



申請期限は**6月30日**ですが、  
**4月**には**申請**出来るように新規及び継続の組織  
には**早めに準備**をするよう指導をお願いします

## ☑事業計画の申請期限:6月30日

※地方公共団体の関連予算の成立時期が遅れるなど特別な場合は、市町村長が、県を通じて、九州農政局長に様式第2-1号により届出を行った時は**10月31日**までに市町村長に提出することができる

- ・維持交付金⇒(実施要領・第1-5(1)事業計画の認定)
- ・向上交付金⇒(実施要領・第2-7(1)事業計画の認定)

## ☑1事業計画:多面的機能の発揮促進事業に関する計画(様式第1-2号)

## ☑2農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書(様式第1-3号)

# 多面的機能発揮促進事業に関する計画（様式第1-2号）

(様式第1-2号)  
【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

多面的機能発揮促進事業に関する計画

○年○月○日  
あいうえお活動組織

1 多面的機能発揮促進事業の目標

1. 現況  
(例) 本地域は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農業用排水路を適切に保全管理することが必要である。

2. 目標  
(例) 1を踏まえ、本地域では、地域住民と協力して農業用排水路の清掃等を行うことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとしている。

2 多面的機能発揮促進事業の内容

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

① 種類（実施するものに○を付すこと。）

<input type="radio"/>	1号事業（多面的機能支払交付金） 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動（以下「イの活動」という。） （農地維持支払交付金）
<input type="radio"/>	法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動（以下「ロの活動」という。） （資源向上支払交付金）
	2号事業（中山間地域等直接支払交付金）
	3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）
	4号事業（その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業）

② 実施区域  
(例) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書（以下「活動計画書」という。）「(別添1)実施区域位置図」のとおり。

(2) 活動の内容等

① 1号事業

1) 事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別  
(例) 活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」及び「2. 実施区域内の農用地、施設」並びに「(別添1)実施区域位置図」のとおり。

2) 活動の内容  
(例) イ イの活動  
活動計画書「3. 活動の計画」の「(1) 農地維持支払」に記載のとおり。  
ロ ロの活動  
活動計画書「3. 活動の計画」の「(2) 資源向上支払(共同)」及び「(3) 資源向上支払(長寿命化)」に記載のとおり。

3 多面的機能発揮促進事業の実施期間  
(例) 活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」のとおり。

4 農業者団体等の構成員に係る事項  
(例) 「(別添2)構成員一覧」に記載のとおり。多面的機能支払交付金実施要領「別記6-1活動組織規約」の「(別紙)構成員一覧」に代えることもできる。

**地域の特徴を踏まえて、地域の現況・目標を記載します。**  
○市町村より助言をお願いします。

**取り組む交付金の種類のみ「○」を記載します。**

**活動の内容は取り組む交付金の種類以外の文言は削除して下さい。**

**資源向上支払交付金(共同活動)に取り組む場合は構成員には必ず農業者以外の参加者が条件になります。**

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書（様式第1-3号）

(様式第1-3号)

【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

〇年〇月〇日

## 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書

(多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書)

(ふりがな)	(あいうえおかつどうそしき)
組織名	あいうえお活動組織
(ふりがな)	(ためん たろう)
代表者氏名	多面 太郎
(ふりがな)	(まるけんさんかくしまるちょう)
所在地	〇〇県△△市〇町〇-〇-〇

### I. 地区の概要（共通）

#### <活動の計画>

<input checked="" type="checkbox"/>	II. 1号事業（多面的機能支払）	別紙1
<input type="checkbox"/>	III. 2号事業（中山間地域等直接支払）	別紙
<input type="checkbox"/>	IV. 3号事業（環境保全型農業直接支払）	別紙
<input type="checkbox"/>	V. その他多面的機能の発揮の促進に資する事業に係る計画書	別紙

(注) 該当する活動にチェックし、取り組む活動の別紙のみ添付すること

#### <施行注意>

提出の際に( )内は、多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書のうち該当する活動の計画書若しくは協定を記載すること。

### (活動計画書の主な記載内容)

- 1)活動期間
- 2)実施区域内的の農用地・施設
- 3)実施区域位置図
- 4)組織構成員一覧
- 5)多面と中山間直払いとの重複面積
- 6)交付金額
- 7)組織の広域化・体制強化の計画
- 8)活動の計画(毎年行う活動計画)

※活動計画書は**5年間**の活動計画です。組織の実情に合った**無理のない計画**になるよう指導して下さい。



I. 地区の概要

1. 活動期間

	活動開始年度	活動終了年度	交付金の 交付年数	計画変更年度	計画変更年度
農地維持支払	令和7年度	令和11年度	5年	○年度	○年度
資源向上支払 (共同)	令和7年度	令和11年度	5年	○年度	○年度
資源向上支払 (長寿命化)	令和7年度	令和11年度	5年	○年度	○年度
中山間地域等 直接支払	○年度	○年度	年	○年度	○年度
環境保全型農業直 接支払	○年度	○年度	年	○年度	○年度

活動の**実施期間**及び**計画変更年度**について記載します。

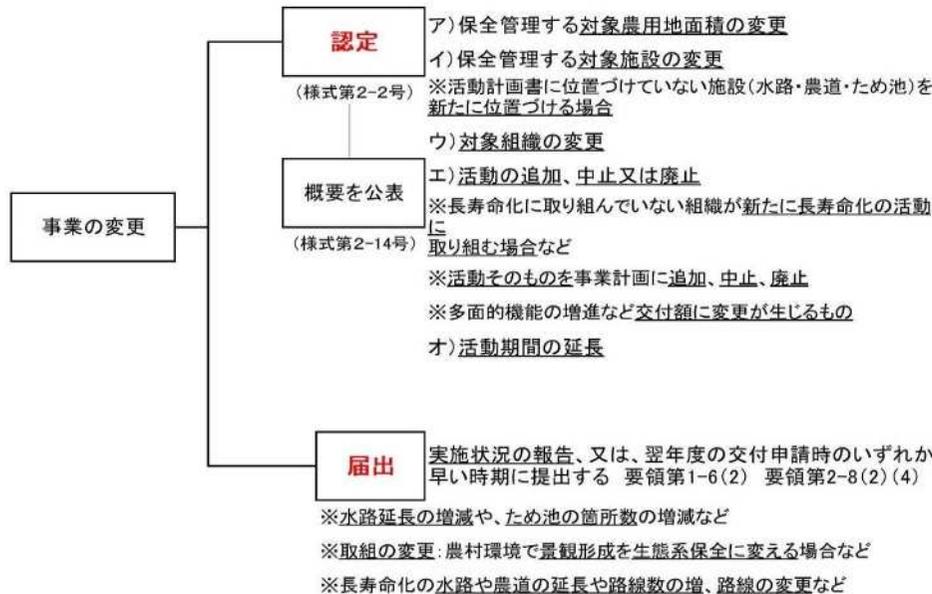
計画を変更した年度を記載します。

活動期間は原則 **5年間**です。

- ☑活動期間は、**原則5年間**です(実施要領 第1-4(1) Q&A168参照)
- ☑長寿命化の活動期間(Q&A133参照)  
「3年間以上の活動期間とするよう指導している…**機能診断を実施した結果**…**3年未満**の活動期間とすることが可能である」⇒事業計画の**変更認定**が必要



- ☑事業計画の変更 維持 (実施要綱 別紙1第5-5事業計画の変更)
- 向上 (実施要綱 別紙2第5-6事業計画の変更)



計画変更には「**認定**」と「**届出**」があります。活動期間中に取組内容を変えた場合は計画を変更してください。  
・認定の**ア～オ以外**の事案については**届出**になります。

活動計画書に位置づけてない活動はできません。**活動計画書**と**実績の内容**が合うようにしてください。

2. 実施区域内の農用地、施設

協定農用地面積 又は認定農用地 面積※1					計	うち遊休 農地面積	年当たり 交付金額 上限
	田	畑	草地	採草放牧地			
多面 支払	10,000a	1,000a	100a		11,100 a	50 a	円
中山間 直払	a	a	a	a	a	a	円
	補助	補助	補助	補助			
取組 面積	環境直払※2					a	円

※1 多面支払の認定農用地面積は、集落が管理する農用地面積を記載する。  
 ※2 環境直払に取り組む場合は、Ⅳの4の交付金額の取組面積の合計及び年当たり交付金額上限の合計を記載するものとする。



- ☑協定農用地及び認定農用地：活動組織が共同活動を実施する農用地（活動範囲）
- ☑対象農用地：交付金の算定の対象になる農用地
- ☑認定農用地、対象農用地に農振白地を取り込むことができる。
- ☑対象農用地の区分(田とは？、畑とは？、草地とは？)
  - 田：たん水するための畦畔及びびかんがい機能を有している土地。
  - 畑：田及び草地を除くものとし、樹園地を含むものとする。
  - 草地：牧草専用地及び採草放牧地とする。
- ☑対象農用地の地目の判断は何によるのか(Q&A48参照)  
「…地域資源の現況から総合的に判断する」
- ☑遊休農用地を活動計画書に位置付けて対象農用地として良いのか(Q&A61)  
「…可能である。…活動期間内に遊休農地を解消する必要がある。」
- ☑活動計画書に位置づけて、遊休農地を解消した時は、活動計画書を変更し実績報告と一緒に届け出る。
- ☑「遊休農地等」の用語の定義いかん(Q&A63参照)
  - 現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能な農地のうち、人力・農業機械で農業生産が再開できない土地  
⇒人力・農業機械で営農ができる土地は多面の遊休農地ではない。

農地には「**認定農用地**」と「**対象農用地**」があります。  
 認定農用地 = 組織が保全活動を実施する農用地  
 対象農用地 = 交付金の算定対象となる農用地

地目は**現況**により判断します。  
 注：特に**水田**は**畦畔**があり**貯水機能**を有する事。また**ハウス**や**畦畔より高い盛土**などがある場合**畑**と見なします。

農振白地を対象農用地に取込む時の**注意点!!**  
 活動期間内に**農地の転用**等が発生した場合公共事業など「やむを得ない理由」以外は**遡及返還!!**の対象になります。

遊休農地を活動計画書に位置付けた場合の**注意点!!**  
 遊休農地は活動期間内に**作付け出来る状態**に戻す事が条件になります。  
 達成できなかった場合**遡及返還!!**が発生します

## 2. 実施区域内の農用地、施設

農業用施設 (多面支払)	水路		農道	ため池
	うち、排水路			
	6.5 km	4.5 km	6.2 km	4 箇所
うち、資源向上支払 (長寿命化)の対象施設	2.5 km	3.0 km	4.2 km	4 箇所

※ 延長は、小数点以下第1位まで記入する。

☑施設とは、水路、農道、ため池です。

☑国道、県道、市町村道等は対象外です。

☑延長等を算出した資料(調書・図面)は必ず保管してください。

### 3. 実施区域位置図

別添1「実施区域位置図」のとおり

☑詳細な図示は必要ありませんが、活動する範囲がハッキリ分かるように作成してください。

☑作成は「活動の手引きを参照してください。」

### 4. 組織構成員一覧

別添2「構成員一覧」のとおり

※ 多面支払のみに取り組む場合は、活動組織規約の別紙「構成員一覧」に代えることができる。

### 5. 多面的機能支払と中山間地域等直接支払との重複面積

重複面積 (多面支払・中山間直払)
100 a

※ 多面支払の活動計画書及び中山間直払の集落協定に位置づけられている施設等については、多面支払の活動組織により活動を実施し、また、多面支払の交付金を充てることとする。



☑施設の草刈りや泥上げなどの保全活動は、水土里サークル活動で取り組んでください。

☑中山間直払(集落協定)組織と水土里サークル組織で話し合いを行い活動が重複しないようにしてください。

施設とは  
**農業用の用排水路・農道・ため池**  
です。  
※畜舎・集荷場・機械センター等は該当  
しません。

白抜きに長寿命化を行う数量を記載します。  
※上段の内数になります。

水路全体の中に**排水路**がある場合に内数を記載  
します。

中山間直払いと重複する面積を記載します。

※**重複区間**の保全活動は多面の**農地維持**  
**活動の交付金**で実施します。

# 多面的機能支払に係る活動計画 < 1号事業様式・(別紙1)>

(別紙1)

多面的機能支払に係る活動計画書 (1号事業様式)

II. 1号事業 (多面的機能支払)

対象組織が「広域活動組織」の場合は○ ⇒

☑対象組織は、「広域活動組織」と「活動組織」があります。(実施要綱(別紙1第2参照))

☑広域活動組織は、200ha以上(条件不利地域においては50ha以上200ha未満)

## 1. 交付金額

### (1) 農地維持支払

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	10,000 a	3,000 円/10a	3,000,000円
畑	1,000a	2,000 円/10a	200,000円
草地	100a	250 円/10a	2,500円
合計	11,100a		3,202,500円

※対象農用地面積とは、交付金の算定の対象となる農用地の面積のことです。小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

★活動期間中に、田から畑への地目の変更が生じた場合は下記に記入し、市町村に提出してください。農地維持支払の単価が活動終了年度まで田の単価となります。

地目を田から畑に変更する面積

25 a

☑対象農用地面積: 交付金の算定の対象になる農用地です。

☑対象農用地面積には「農振白地」を含むことができます。

☑農地維持支払の交付単価は変わりません。

☑地目の判断は、登記簿上の地目ではなく、現況から総合的に判断します。  
ハウスは「畑」となります。(Q&A 48~51参照)

・田とは湛水するための畦畔及びかんがい機能を有する土地。(実施要領-第1(1)参照)

☑年度の途中でハウス等が設置された場合、地目を田から畑に変更しなければならないが、農地維持の場合は活動期間5年間は当初のままです。もちろん交付額もかわりません。活動計画書に記載するだけで良いです。ただし、資源向上の共同と長寿命化は変更して認定しなければなりません。(Q&A 54~56参照)

多面的支払交付金の活動組織には  
**広域活動組織**と**活動組織**  
があります。

※広域化は面積規模が条件です。

・農用地面積が200ha以上  
・**条件不利地域**においては**50ha以上200ha未満**又は協定に参加する**集落3以上**の範囲の規模であれば広域組織を設立する事ができます。

注: 「条件不利地域」とは鹿児島県では多面の区域が**中山間直払い**に全て取り組んでいれば50ha以上で広域化出来ます。

農地維持支払は、**田から畑**に変更しても期間中に**単価を変える必要はありません**次の再認定で変更して下さい。

Q&A 54~56参照

# 多面的機能支払に係る活動計画 < 1号事業様式・(別紙1)>

組織の条件・取組内容により**交付単価**が変わります。

## (2) 資源向上支払(共同)

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	10,000 a	2,400 円/10a	2,400,000円
畑	1,000 a	1,440 円/10a	144,000円
草地	100 a	240 円/10a	2,400円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	11,100a		2,546,400円

共同活動の交付単価は変わります。

共同活動を5年以上取り組んでいる組織または長寿命化に取り組んでいる組織(75%)

共同活動の増進を図る活動に取り組まない組織(5/6)

※交付単価は、以下①、②への取組状況によって異なります。左の表には減額する前の単価が入力されており、以下の該当するパターンに○を付けると自動で減額されます。

①多面的機能の増進活動に取り組む  
②資源向上支払(共同)を5年以上実施、又は資源向上支払(長寿命化)に取り組む

①のみ該当  (修正なし)      ②のみ該当  (単価×0.625)

①②に該当  (単価×0.75)      該当なし  (単価×5/6)

※「特定事業実施者」(令和6年度に環境保全型農業直接支払交付金を受けていた農業者団体等)が加算措置「環境負荷低減の取組に係る支援」のみを実施する場合は、○を付けてください。

加算措置「環境負荷低減の取組に係る支援」のみ実施する場合は○

※交付単価は、直営施工の取組状況によって異なります。左の表には、減額する前の単価が入力されており、直営施工を実施しない場合は、以下に○を付けると自動で減額されます。

直営施工を実施しない場合は○  (単価×5/6)

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は、左記合計と集落数×200万円のいずれか小さい方が上限となります。

広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は○

集落数×200万円 **6,000,000円**

## (3) 資源向上支払(長寿命化)

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付上限額
田	10,000a	4,400 円/10a	4,400,000円
畑	1,000a	2,000 円/10a	200,000円
草地	100a	400 円/10a	4,000円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	11,100a		4,604,000円

全組織において「直営施工を行う場合交付単価の6/6」「行わない場合5/6」になります。

活動組織は交付額の上限が変わります?

対象面積に交付単価を乗じた交付額と集落数に200万円を乗じた額の小さい額が交付額の上限になります。

## 2. 組織の広域化・体制強化の計画 (計画がない場合、この項目への記入は不要です)

実施予定年度	広域活動組織の設立		特定非営利活動法人化		活動支援班の設立	
	令和	年度	令和	年度	令和	年度

※「特定非営利活動法人」とは、営農法人とは別に多面的活動に専ら従事する法人のことで、

**広域組織を新たに設立と同時期に活動支援班を設立した場合、加算を受けることができます。40万円/組織**

## 多面的機能支払交付金の交付単価の考え方 (10a/円)

取組内容		田	畑	草地	備考		
農地維持		3,000	2,000	250	基本単価		
共同	事業実施の年数	5年未満	○	2,400	1,440	240	基本単価
				×	2,000	1,200	200
	5年以上	○	1,800	1,080	180	基本単価×75%	
			×	1,500	900	150	基本単価×75%×5/6
			○	1,800	1,080	180	基本単価×75%
			×	1,500	900	150	基本単価×75%×5/6
長寿命化の取組	直営施工	○	4,400	2,000	400	基本単価	
			×	3,666	1,666	333	基本単価×5/6

**全ての組織!!**において直営施工を行わない場合は基本単価の**5/6**になります。(R7年度より)

## (長寿命化の交付額の考え方)

### ① 活動組織

対象面積×基本単価の交付額と集落数×200万円の交付額を比較し**額の少ない方が上限**になります。

### ② 広域組織

対象面積×基本単価が交付額になります。

集落数・農業地域類型・地域振興立法の適用・指定棚田地域の該当状況・農振白地

以下は市町村担当者と相談の上、記入してください。

集落数

農業地域類型  都市的地域  平地農業地域  中間農業地域  山間農業地域

地域振興立法の適用  特定農山村  振興山村  過疎  半島  
 離島  沖縄  奄美群島  小笠原諸島

指定棚田地域の該当状況

交付金算定の対象としている農振農用地域外の対象農用地面積

農地維持支払  資源向上支払 (共同)  資源向上支払 (長寿命化)

集落数:「農林業センサスにおける農業集落数」を記載します。(実施要領第1-4(7)参照)

・集落数は、農地維持支払の「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」の1) 保全管理の目標と関連します(実施要領 別記1-4参照)

・集落数は、長寿命化の交付金額に関係します(集落数×200万円)

農業地域類型:「農林統計に用いる地域区分の制定について」の農業地域類型区分を記載する。(実施要領 第1-4(8)参照)

・農業地域類型・地域振興立法は、「多面的機能の増進を図る活動」の「60広報活動・農的関係人口の拡大」(任意の活動)と関連します。

農業地域類型の中間農業地域若しくは山間農業地域及び地域振興立法(8法)に指定された組織は「60広報活動・農的関係人口の拡大」が任意の活動となる(Q&A 98参照)

「60広報活動・農的関係人口の拡大」は、多様な主体の参画を得るための広報活動になります。農村環境保全活動の広報活動は、地域住民(構成員など)の理解を深める事を目的としています。(Q&A 98~103参照)

広報活動の内容:多面的機能の増進を図る活動の普及や啓発を行うものです。チラシやパンフレット、市町村機関誌等への掲載などになります。(Q&A 101参照)

指定棚田地域の該当状況:令和7年4月現在、県内の該当市町村は「いちき串木野市と湧水町・指宿市」です。それ以外は記載不要です。⇒多面の地域に指定棚田が該当するかを確認のこと

対象農用地内(交付金の算定)に農振白地を取り込んでいる組織で、白地を交付対象としている組織は記載します。

認定農用地(活動範囲)に白地を取り込んで活動する組織で、白地を交付の対象とするか否か? 交付の対象にする場合に記載します。(※農振白地の場所を图示した資料も作成してください)

集落数は「**農林業センサス**」における農業集落数になります。

農業地域類型・地域振興立法・棚田指定については、市町村より組織に説明をお願いします。

農振白地を交付額の算定面積に入れる場合に記載します。

※白地を活動の範囲には入れるが、交付額の算定面積には入れない場合は面積は記載しません。

※白地は活動期間中に**転用等**があった場合**遡及返還!!**が発生する恐れがあるので取込む場合注意が必要です



### 3. 活動の計画

#### (1) 農地維持支払

※毎年度実施するものに○を記入してください。

活動区分	活動項目	計画
点検・ 計画策定	1 点検	○
	2 年度活動計画の策定	○
研修	3 事務・組織運営等に関する研修、 機械の安全使用に関する研修	5年間に各1回以上実施
実践 活動	4 遊休農地発生防止のための保安全管理	○
	5 畦畔・法面・防風林の草刈り	○
	6 鳥獣害防護柵等の保守管理	点検結果に応じて実施
	7 水路の草刈り	○
	8 水路の泥上げ	○
	9 水路附帯施設の保守管理	点検結果に応じて実施
	10 農道の草刈り	○
	11 農道側溝の泥上げ	点検結果に応じて実施
	12 路面の維持	点検結果に応じて実施
	13 ため池の草刈り	○
	14 ため池の泥上げ	点検結果に応じて実施
	15 ため池附帯施設の保守管理	点検結果に応じて実施
	16 異常気象時の対応	洪水、台風、地震等の発生後に実

※4~13のうち該当する活動項目を全て選択してください。

農地維持の活動は、**点検**(任意様式)を実施し、点検の結果に基づいて「**年度活動計画**(任意様式)」を策定し、年度計画に基づいて「**実践活動**」に取り組んでいきます。

取組は共同で行う活動になります。構成員に通知し草刈り等を行います。無理のない活動になってはいないか確認してください。

☑毎年度実施する取組(必須): **1 2 4 5 7 8 10 13**になります。

☑点検結果に基づき実施する取組: **6 9 11 12 14 15**になります。

☑3. 事務研修: 活動期間内に1回以上実施(受講)する。できれば年に1回は市町村主催で研修を実施してください(事業の取組状況・予算、事業の見直し、実績の結果、安全管理、会検情報等)

☑4「遊休農地発生防止のための保安全管理」: 遊休農地が新たに発生しないように、耕作可能な状態を保つ取組。  
除草作業等を行い、耕作がすぐ再開できる状態を保つ取組。

※高齢化等で今後、**遊休農地**となるおそれのあるような農地も遊休農地と同じ意味として取り扱う。

☑16異常気象時の対応: 異常気象(大雨・台風接近)等があった場合に「**見回り**」をすることが取組です。被害があれば「**応急措置**」を行います。(任意様式)

農地維持の活動は  
取組番号(1~23)ありますが、  
**全て実施する必要はありません。**

白抜きの部分が「**必須**」の項目です。  
必ず実施してください。

(**毎年度実施**する取組) **必須**  
**1,2,4,5,7,8,10,13**

(**点検の結果**に基づく取組)  
**6,9,11,12,14,15**

3.事務・組織運営と機械の安全使用に関する研修は**5年間に各1回以上**受講する必要があります。

**必ず実施する取組と点検の結果で未実施**でも良い取組があります。  
要綱基本方針(別紙1、2、3)参照



農地維持活動「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」

地域資源の適切な保全管理のための推進活動について、1)～4)を記入してください。

1) 保全管理の目標を①～⑥から選んでください。(複数選択可) ※必ず全箇所1項目以上選択して下さい。

<input type="checkbox"/> ①中心経営体との役割分担による保全管理	<input type="checkbox"/> ④集落間連携や広域的活動による保全管理
<input type="checkbox"/> ②集落営農組織を基礎とした地域ぐるみの保全管理	<input type="checkbox"/> ⑤多様な地域資源管理の担い手による保全管理
<input type="checkbox"/> ③地域外の経営体との協力・役割分担による保全管理	<input type="checkbox"/> ⑥その他 <input type="text"/>

2) 今後、地域で取り組んでいくべき保全管理の内容を①～⑤から1項目以上選んでください。

<input type="checkbox"/> ①農地の利用集積に伴う管理作業	<input type="checkbox"/> ④共同利用施設の保全管理
<input type="checkbox"/> ②高齢農家の農用地に係る管理作業	<input type="checkbox"/> ⑤その他 <input type="text"/>
<input type="checkbox"/> ③不在村地主等の遊休農地に係る管理作業	

3) 2)で選んだ内容に取り組むため、今後進めていく取組の方向性を①～⑦から1項目以上選んでください。

<input type="checkbox"/> ①担い手の人材・機材の有効活用、連携強化	<input type="checkbox"/> ⑤不在村地主との連絡・調整体制の構築
<input type="checkbox"/> ②入り作等の近隣の担い手との協力	<input type="checkbox"/> ⑥集落間の連携や広域的な活動
<input type="checkbox"/> ③地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり	<input type="checkbox"/> ⑦その他 <input type="text"/>
<input type="checkbox"/> ④新たな保全管理の担い手の確保	

4) 2)で選んだ内容に取り組むため、毎年実施する取組を17～23から1項目以上選んでください。

<input type="checkbox"/> 17. 入り作農家や土地持ち非農家を含む農業者の検討会の開催	<input type="checkbox"/> 21. 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査
<input type="checkbox"/> 18. 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査	<input type="checkbox"/> 22. 有識者等による研修会、検討会の開催
<input type="checkbox"/> 19. 不在村地主との連絡体制の整備、調整等	<input type="checkbox"/> 23. その他 <input type="text"/>
<input checked="" type="checkbox"/> 20. 集落外の住民・組織や地域住民との意見交換・ワークショップ・交流会の開催	



地域資源(農地、水路、農道、ため池等)を今後どのように守っていくか

※組織で話し合い等を行う必須の取組です。

実際に取組む内容は17～23の中から選択して取組み毎年実施します。

取り組んだ内容は記録に残します。

※地域の実情に合った取組易い項目を選択して下さい。

詳しくは「活動の手引き」の(活動組織用)P58～65参照(広域組織用)P69～76

・水土里ネット鹿児島ホームページ「水土里サークル活動」に「手引き」があります御活用下さい。

この取組は必須です。4)の選択した項目を毎年度実施します。みんなで話し合い等を行う活動になります。みんなが集まる総会等で話し合いを行い記録を残します。この記録を基に最終年度は「地域資源保全管理構想」を策定し、実績と一緒に市町村に提出します。

- 1) 目標の選択は、「実施要領 (別記1-4)」を参考に選定してください。
- ①「中心経営体型」: 地域内の中心経営体との役割分担や労力補完により保全管理を図る場合
  - ②「集落ぐるみ型」: 集落ぐるみで保全管理を行っていく場合
  - ③「地域外経営体連携型」: 地域外の経営体等との協力、役割分担により保全管理を行っていく場合
  - ④「集落間・広域連携型」: 近隣集落との連携や水系等での連携を図り、相互の労力補完や広域的な活動により保全管理を行っていく場合
  - ⑤「多様な参画・連携型」: 地域外の団体(NPO・企業等)や都市住民との連携を図り、地域外を含め多様な参画により保全管理を行っていく場合

2) 地域で取り組んでいくべき保全管理の内容  
農地や水路等をどのように保全管理していくか、どのように取り組んでいくか?

3) 今後進めていく取組の方向性  
2)で選択した事項に取り組むために、今後進めていく取組の方向性を選択します

4) 2)で選択した内容に取り組むため、毎年実施する(必須)。  
2)で選択した事項に取り組むために、具体的に行う活動内容を選択します  
※取組内容を変える時は変更の届出をしてください。

(2) 資源向上支払（共同）

1) 施設の軽微な補修、農村環境保全活動 ※毎年度実施するものに○を記入してください。

活動区分		活動項目	計画
施設の 軽微な 補修	機能 診断 策 定	24 農用地の機能診断	
		25 水路の機能診断	
		26 農道の機能診断	
		27 ため池の機能診断	
		28 年度活動計画の策定	
	研修	29 機能診断・補修技術等に関する研修	5年間に1回以上実施
	実 践 活 動	30 農用地の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施
		31 水路の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施
32 農道の軽微な補修等		機能診断結果に応じて実施	
33 ため池の軽微な補修等		機能診断結果に応じて実施	

※24～27のうち該当する活動項目を全て選択してください。

※必ず選択してください。

共同活動は「施設の軽微な補修」と「農村環境保全活動」そして任意の「多面的機能の増進を図る活動」になります。

機能診断(24～27)の結果を踏まえて年度活動計画策定(28)を行います。**必須の項目**です。  
※農地維持の**点検**と同時に行えば効率的です。

実践活動(30～33)は機能診断の結果が良好であれば実施の必要はありません。

共同活動の取組: 年度始めに対象施設の「機能診断」を行い、その結果を「記録」します。その結果に基づいて「年度活動計画」を策定します。実践活動は年度活動計画を基に計画的に取り組みます。

機能診断(24～27): 施設の劣化状況等を<sup>👁️</sup>見て回り状況を確認します。その結果を<sup>📅</sup>年間的に記録管理します。

年度活動計画の策定(28): 機能診断の結果を踏まえて、実践活動の年度活動計画を策定する。

研修(29): 機能診断や補修技術に関する研修を5年間に1回以上実施(受講)する。**組織が自主的にする研修や県・市町村等が主催する研修**になります。

実践活動(軽微な補修 30～33): 機能診断の結果に基づき、必要な取組を毎年度実施する。機能診断の結果、補修の必要が無かった場合は実績報告には「**機能診断の結果該当なし**」と記入してください。



・(29)機能診断・補修技術研修は**活動期間内(5年間)に1回以上受講**して下さい。

・補修等に詳しい専門業者等呼んで**自主的に技術研修**を行っても良いです。

## 共同活動の軽微な補修と長寿命化の活動の違いは？

資源向上支払（共同）で行う施設の補修・更新等と、資源向上支払（長寿命化）として行う施設の補修・更新等とは具体的にどのような違いがあるのか？

### 資源向上支払（共同）

資源向上支払（共同）で行う軽微な補修等の活動は、**ホームセンター等で容易に調達可能な資材や機材**を用いて、施設の簡易で**部分的な補修**や施設の改良を行うような活動を想定している。

### 資源向上支払（長寿命化）

資源向上支払（長寿命化）で行う施設の補修の補修や更新の活動は、共同活動に比べて**作業量が大きく**、作業内容も**高度な技術を要する**補修や更新を行うもので、構造物の品質管理も重要になって来ます。

注：例えば、土水路をコンクリート水路に更新する場合、構造物の耐用年数は17年ですが、1・2年で壊れて補修を行うようであれば二重投資になり不経済!! 「**品質管理**」も重要です。



農村環境保全活動	計画策定	34 生物多様性保全計画の策定		※34～38のいずれかを選択してください。
		35 水質保全計画、農地保全計画の策定		
		36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定		
		37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定		
		38 資源循環計画の策定		
	実践活動	45 植栽等の景観形成活動（景観形成・生活環境保全）		※実施する活動をブルダウ ンリストから選択し、○を してください。
		46 施設等の定期的な巡回点検・清掃（景観形成・生活環境保全）		
		47 その他（景観形成・生活環境保全）		
		48 水田の貯留機能向上活動（水田貯留機能増進・地下水かん養）		
		49 地下水かん養活動、水源かん養林の保全（水田貯留機能増進・地下水かん養）		
		50 地域資源の活用・資源循環活動（資源循環）		
	この線より上に行を挿入してください。			
啓発・普及	51 啓発・普及活動		※必ず選択してください。	

選択したテーマに基づいて  
**計画策定・実践活動・啓発・普及**  
の取組を行います**必須**の取組みで  
す。



※（農業者だけではだめ）  
実践活動は、農業者だけでなく、  
**農業者以外の参加**が必要です

活動を通して地域に水土里サークル  
活動に対する意識を高めてもらうね  
らいがあります。

選択したテーマ(取組)について、計画策定、実践活動、啓発普及を実施します。全て「必須」です。  
(共同活動の解説 第3章p97～237参照)

☑計画策定(34～38): 選択したテーマ(取組)について、基本方針、保全方法、活動内容、年度活動計画等を示した計画を策定します。テーマに応じた「計画が策定」してあるか? 確認してください。(認定後でも作成するように指導してください)

☑実践活動(39～50): 選択したテーマ(取組)を、年度活動に基づいて実施してください。実践活動の内容がハッキリしているか確認してください。例えば景観形成の取組が多いですが、「施設への植栽」か「農用地への植栽」か区分を理解しているか? 確認してください。県の基本方針の内容を見ながら審査してください。

☑啓発・普及(51): 選択したテーマに応じた広報活動や啓発活動に取り組みます。広報活動、啓発普及、地域住民との交流活動、学校教育等との連携、行政機関等との連携などテーマに応じた活動を実施します。啓発・普及の取組内容がハッキリしているか? どの活動に取り組むのか? 確認してください。

※農村環境保全活動の「**啓発・普及活動**」は、農村環境保全活動に対しての地域住民等の理解を深めるための活動になります。多面的機能の増進を図る活動の「**60広報活動・農的関係人口とは違います**」ので注意してください。

### 51「啓発・普及」はどんな取組?

- ・農村環境保全活動に対する**地域住民**の理解を深めるための活動  
(必須の取組)

注: 60「広報活動・農的関係人口の拡大」は**地域外**から活動参加者を呼び込んで農的関係人口の拡大を図る活動になります。 **間違わない様に!!**

※要綱基本方針でご確認下さい。

2) 多面的機能の増進を図る活動（任意） ※毎年度実施するものに○を記入してください。

活動区分	活動項目	計画
多 面 的 機 能 の 増 進 を 図 る 活 動	52 遊休農地の有効活用	
	53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化	
	54 地域住民による直営施工	
	55 防災・減災力の強化	
	56 農村環境保全活動の幅広い展開	
	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	
	58-2 広域活動組織における活動支援班による活動の実施	
	58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化	
	59 都道府県、市町村が特に認める活動	
この線より上に行を挿入してください。		
	60 広報活動・農村関係人口の拡大	

※増進を図る活動を実施する場合は、活動項目を選択した上で、毎年度実施するとともに、「60 広報活動・農村関係人口の拡大」を毎年度実施してください。ただし、農業地域類型区分の「中間農業地域」または「山間農業地域」地域振興立法8法地域においては「60 広報活動・農村関係人口の拡大」は必須ではありません

この活動は「任意」の活動ですが、  
選択して取組まなかった場合  
基本単価の6/6から5/6になり、  
差額の返還!!が発生します。

地域の实情にあった  
取組を選択して下さい。



この活動は**任意**の取組になります。取り組む場合は必ず選択した項目を実施してください。取り組まない場合は交付単価が**5/6**になります。

☑52遊休農地がある場合や発生しそうな組織が、遊休農地を有効活用して地域ぐるみで取り組みます。取り組む内容を確認してください。

☑53農地周辺のヤブ等の伐採や農地へ侵入する竹根の防止などの活動になります。この活動は取り組みやすいです。

☑54**地域住民**が参加して施設の補修などを行う直営施工です。**長寿命化の直営施工**とは関係ありませんので注意してください。内容を確認してください。

☑56農村環境の幅広い展開:この活動は**農村環境の活動に1つ追加**(同じテーマはダメ)して実施します。無理な活動にならないように指導してください。

☑58農村文化の伝承:祭りは農業に関するものに限定します。活動内容を説明出来る資料を整理するように検討・指導してください。(任意様式参照)

☑58-2広域組織内に上げた活動支援隊が**同広域組織内**で**支援活動**を行う事。

☑58-3地球温暖化防止や生物多様性の保全を**農地**の**水管理**を通して行い**環境負荷低減**を図る。

☑60「**都市的地域**」「**平地農業地域**」に指定してある組織は**必須**です。ただし、「中間農業地域」「山間農業地域」及び「特農」「山村」「過疎」「半島」「離島」「沖縄」「奄美」「小笠原」に指定された組織は任意となります。(Q&A98参照)※任意ですので組織に説明し取り組んでください。

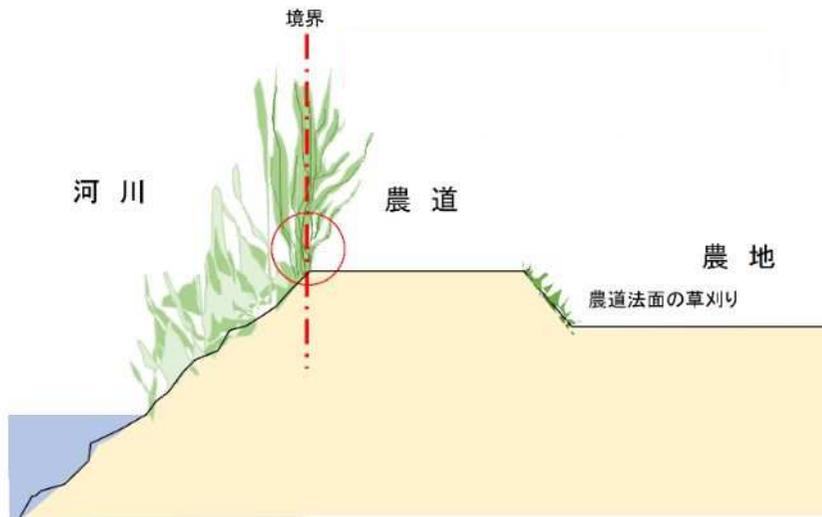
※多面の増進活動に取り組む組織で  
**都市的地域**または**平地農業地域**に該当する  
組織は**(60)**の取組みが**必須**になります。

60「**広報活動・農的関係人口の拡大**」は  
どんな取組?  
**地域外**からの呼び込みによる農的関係  
人口の拡大のための活動。  
(任意の取組)

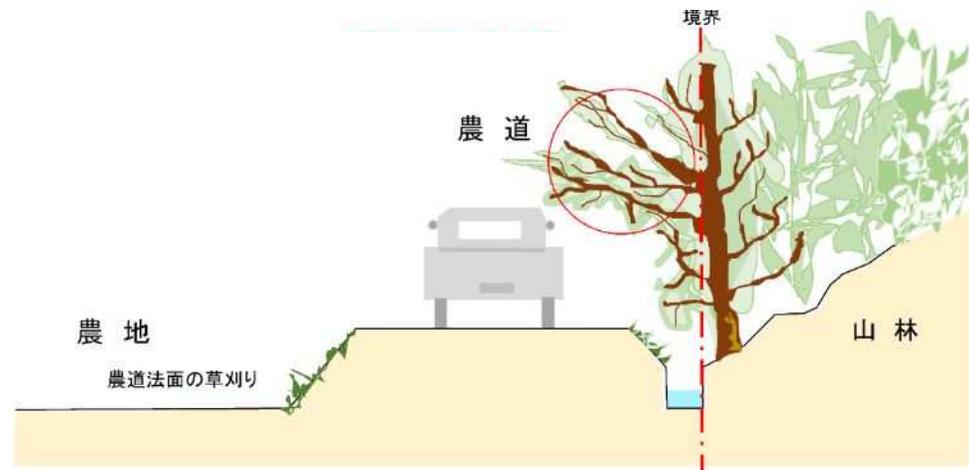
### (53) 鳥獣被害防止対策及び環境保全活動の強化の**主な取組み内容**

イメージ図

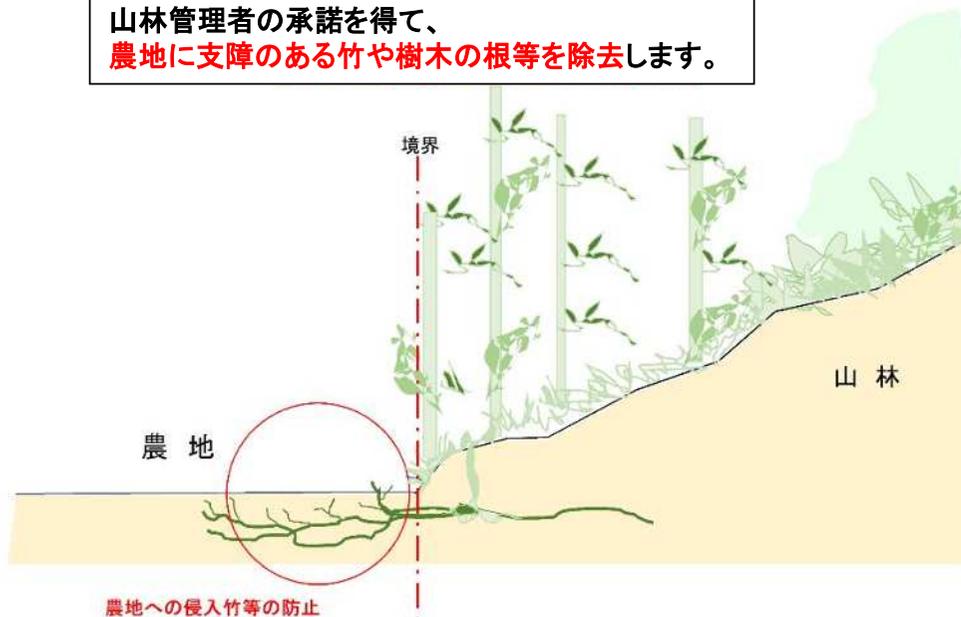
河川管理者の承諾を得て、  
**通行に支障のある草木を伐採**します。



山林管理者の承諾を得て、  
**通行に支障のある枝等を伐採**します。



山林管理者の承諾を得て、  
**農地に支障のある竹や樹木の根等を除去**します。



取組みの目的は？

区域内にイノシシなどの侵入を抑制する  
**「鳥獣緩衝帯」**を整備して農地周りの  
環境改善を図ります。

鳥獣被害防止対策のため資材(**電柵・フェンス**)  
等は**本交付金**では**購入出来ません**。

交付金が充てられるのは設置に係る**日当**や  
**機械経費**等を想定しています。資材について  
は、獣害対策事業等他の事業で購入するよう  
指導をお願いします。 Q & A 18~19参照

(3) 資源向上支払（長寿命化）

工事1件当たり200万円以上となることが明らかな場合は、様式第1-4号「長寿命化整備計画書」を作成し、添付してください。なお、1つの活動項目を分けて実施する場合は、それぞれを1件として考えます。

※延べ数量の延長は小数点以下第2位まで記入してください。

※施設単位について、「ため池」、「水路」及び「農道」は「km」とします。「水路」「農道」でゲート等を施工するなど「箇所」単位とすることが一般的のものであって、「1箇所=0.01km」として扱い、「km」単位で記入してください。

活動内容			延べ数量		左記が水路の場合、うち排水路延長	
施設区分	活動項目	内容	(各単位)		(各単位)	
水路	62 水路の更新等	土水路をコンクリート水路に更新	1.20	km	0.20	km
水路	61 水路の補修	付帯施設 2カ所	0.02	km	0.02	km
農道	64 農道の更新等	未舗装をアスファルト舗装に更新	2.50	km		
ため池	65 ため池の補修	堤体法面の補修	1.00	箇所		

この線より上に行を挿入してください。

☆直営施工の実施方針について

 全部直営施工又は一部直営施工を実施する

 直営施工は実施しない

☆上記以外に農業の多面的機能の維持・発揮に必要な共同活動を実施する場合は、その活動内容を、この活動計画書に記載してください。（別紙でも可。）（実施要領第1の2の（4）又は第2の2の（4）に基づく活動）

☑機能診断を実施し、診断結果を任意様式で記録作成してあるか？。調査結果に基づいて、優先順位等を検討し長寿命化の対象施設を決めます。

☑取り組む施設は水路・道路・ため池等があるが、長寿命化を実施する場合は機能診断の結果等を踏まえて判断する。（実施要綱 別紙2第4-2-(2)参照）（Q&A 112）

☑対象路線が決まれば、長寿命化の基礎資料（任意様式7号参照）を作成し工事費等を算出します。年度交付額、5ヶ年の交付額に合った路線数、延長になるように計画する。

☑200万円以上の工事の場合は、「長寿命化整備計画書」を作成し、事業計画書と一緒に市町村に提出します。市町村は県の定めた要綱基本方針（4 施設の長寿命化に関する事項）を参考に内容を審査してください。また、多面的機能支払交付金で施工しないといけないのか？他の事業等はないか？土地改良区がするべき工事ではないのか？必要に応じて県との協議をした上で認定をしてください。協議した資料等は保管しておいてください。

☑活動内容は、県基本方針の（別紙3）を参考に記入するように指導してください。

☑直営施工：活動組織が自ら施設の補修・更新等を全て、または、一部実施すること（活動の手引き）

☑「全部直営施工」又は「一部直営施工」を選んでいる組織は、本体工事に関わる一部又は全ての工事を組織で行う事になります。

☑「多面的機能の増進を図る活動」の「54 地域住民による直営施工」とは内容が違いますので注意が必要です。

※長寿命化の活動も活動記録簿に記録するように指導してください（現地説明、入札、一部直営施工、中間検査、完成検査等）

1件当たり**200万円**を超える工事は「**長寿命化整備計画書**」を作成して市町村の審査を受けます。又必要に応じて県とも協議します。

道・排水路にある付帯施設の単位は1箇所の場合**0.01km**になります。  
例：2箇所⇒0.02 km

- 長寿命化はどんな取組があるの？
  - ・組織で施工を全て行う「**全部直営施工**」
  - ・専門知識が必要な工事は業者に外注して残りを組織で行う「**一部直営施工**」
  - ・高度な技術や特殊機材が必要なため業者に任せる「**外注工事**」があります。

- 直営施工のメリット  
外注工事に比べて**経費が掛からず安く**工事ができます。その分、**材料を多く購入**する事ができます

直営施工等を選択している組織は必ず取り組んでください。  
未実施の場合基本単価の5/6が5/6になります。  
**交付金の返還!!**も発生します。  
※R7年度より**広域組織**も対象になりました



工事1件あたり200万円を超えた場合は  
長寿命化整備計画書に（施設の概要・補修内容・  
概算事業費）等を記載します。

※組織自らが直営施工を行う場合は工事1件が200万  
円を超えても長寿命化整備計画書は必要ありません。

（協議内容）

- ・多面で行う整備内容か？
- ・土地改良区が行うべき施設ではないか？
- ・適正化事業や県営、団体営などの他事業はないか？
- ・緊急性があるのか？
- ・直営施工ではないのか？

等を検討します。

（様式第1-4号）  
【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式  
○年○月○日

組織名： あいうえお活動組織

長寿命化整備計画書

機能診断の結果を  
記載します。

<留意事項>  
活動計画書の資源向上支払（長寿命化）において、工事1件あたり200万円以上となること明らかに活動について、下記に記載してください。  
なお、1つの活動を分けて実施する場合は、それぞれを1件として考え、1件ずつ記載してください。  
また、概算事業費の根拠となる資料（積算根拠や見積書）を整理してください。

（1）施設の機能診断結果及び長寿命化対策の計画等

番号	施設名	設置 年度	改修 年度	施設の概要	機能診断結果 (劣化状況等)	長寿命化対策の内容	数量	実施年度	工事1件あたり の概算事業費	備考
1	〇〇用水路	不明	-	土水路 幅〇〇mm	水路法面の崩壊や土砂の堆積により通水機能が喪失。清掃や泥上げなどの日常管理が困難である。	コンクリート水路として更新する。	0.53km	令和4年度	280万円	
2	〇〇用水路	昭和41年	昭和60年	コンクリート水路 幅〇〇mm	ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊があり、水路の一部区間が破損している。	シーリング材等を塗布してひび割れを被覆する。	0.58km	令和4年度	230万円	
3	〇〇排水路	昭50年代	-	コンクリート水路 幅 〇〇mm 高さ 〇〇mm	経年変化による戸当たり金物の腐食及び水密ゴムの劣化がみられる。	コンクリート水路の更新。	0.70km	令和5年度	210万円	
4										
5										

※ 改修年度欄には、施設の改修又は災害復旧等によって更新が行われた最近の年度を記入してください。  
※ 延長は小数点以下第2位まで、概算事業費は10万円単位で記入してください。

概算事業費は見積書などの  
算出根拠が必要です。

工事1件あたり200万円の  
考え方は活動の手引き  
(P33)を参考にして下さい。

(様式第1-5号)

【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

### 工事に関する確認書

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知別紙2の第5の5の（1）のニに基づき、〇〇活動組織（以下「活動組織」という。）と〇〇土地改良区（以下「土地改良区」という。）は、〇〇に存する水路、農道等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに施設の長寿命化のための活動が円滑に実施できるよう、下記のとおり工事に関して確認する。

#### 記

(活動の対象となる施設及び内容)

- 第1条 活動組織が行う多面的機能支払交付金に係る活動の対象となる施設及び活動期間は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅠに定めるとおりとする。
- 2 活動組織が資源向上支払交付金により行う活動は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅡに定めるとおりとする。

(工事の施行に関する条件)

- 第2条 活動組織は、工事の施行に当たって、常に災害等の防止に努めるものとし、当該工事が原因で、第三者に損害を与え、若しくは与えるおそれのあるときは、活動組織の負担において必要な措置を講ずるものとする。
- 2 土地改良区が管理する施設に関し、活動組織が実施する工事によって生じた工作物等は、土地改良区に無償で譲渡するものとする。その際には、あらかじめ土地改良区と協議し、工作物等の譲渡に必要な工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類の作成、譲渡の時期及びその他必要となる手続について、土地改良区の指示を受けるものとする。
- 3 活動組織は、土地改良区が管理する施設に関し、工事に当たって詳細な工事内容について土地改良区に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、土地改良区に協議し、その指示を受けるとともに、工事が完了したときは、土地改良区にその旨を報告し、土地改良区は書類確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。

(その他)

第3条 この確認書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、土地改良区と活動組織が協議をして定めるものとする。

上記確認書の締結を証するため、土地改良区と活動組織は、本書2通を作成し記名の上、それぞれ1通を保有するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

あいいうえお活動組織

住 所 〇〇県△△市〇町〇-〇-〇

代 表 多面 太郎

〇〇土地改良区

住 所

理事長 〇〇〇〇

土地改良区が管理する施設を本交付金で補修等を行う場合は**工事に関する確認書**を事業計画書と併せて市町村長に提出してください。

土地改良区等との協議内容に応じて修正して下さい。

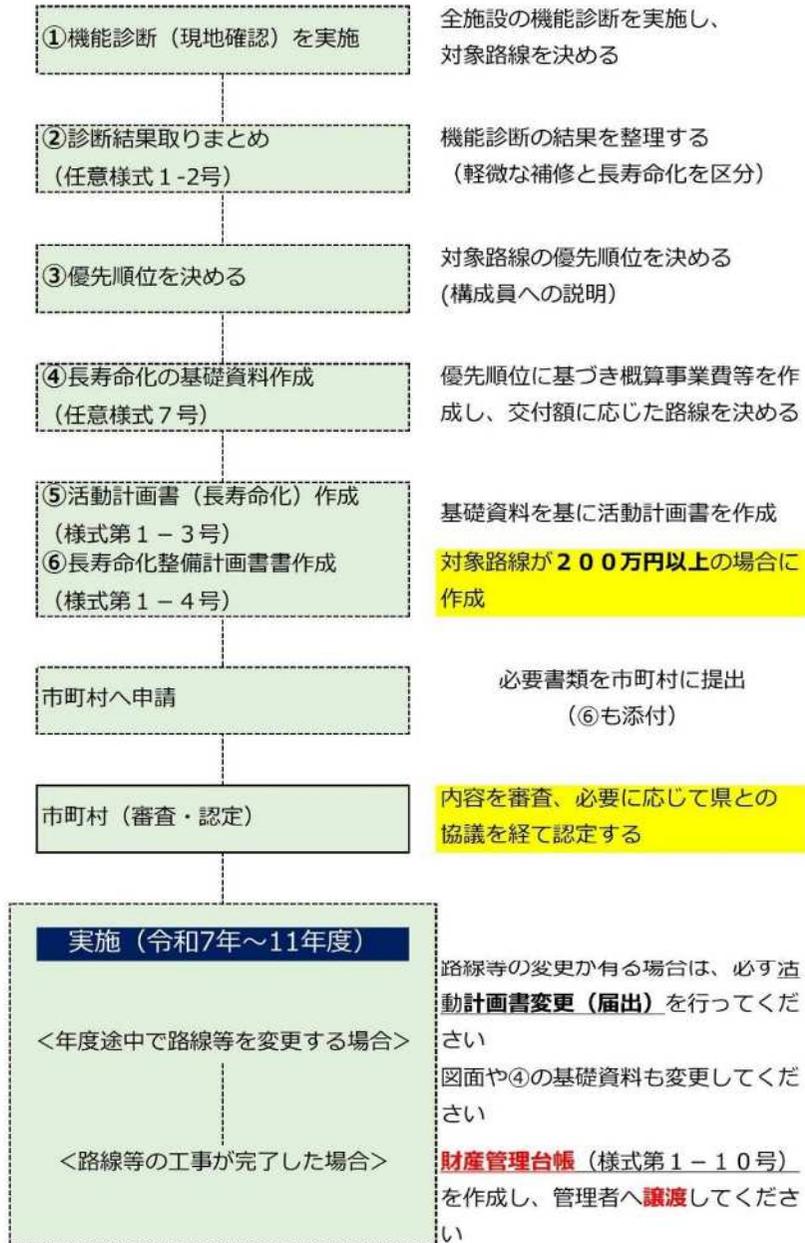
・活動組織と土地改良区はそれぞれが**保全管理する施設のすみ分け**をして下さい。

・他の事業で補修計画はなかったか**事前に確認**して下さい



# 長寿命化の取り組みについて

## 長寿命化の進め方



未舗装農道を砂利舗装に更新



素掘り水路からコンクリート水路へ更新

長寿命化の活動は、**機能診断**から始まり計画書作成及び工事完了後の施設管理者への**財産譲渡**までです。

完成した施設は必ず施設管理者に**譲渡**して下さい。



# 水路の機能診断



□水路側壁のはらみ修正



□水路側壁のはらみ修正



□側壁の裏込め材の充填



□水路に付着した藻の除去



□破損施設の補修



□水路法面初期補修



□給水栓ボックス基礎部の補強（洗掘）



□安全施設の適正管理



□破損施設の補修

# 機能診断の取りまとめ(必須)

機能診断記録簿											
機能診断							修復記録				
点検年度	施設名	整備年度	改修年度	施設区分	施設の概要	診断結果	延長等	活動区分	実施年度	修復内容	備考
26	2号排水路	不明	—	水路	土水路幅 500mm	水路法面の崩壊や土砂の堆積により通水機能が喪失、泥上げ等の日常管理が困難である	530m	長寿命化	平成27年度	U型水路600型として更新(L=380m)	(株)〇〇工務店
26	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	長寿命化	平成28年度	U型水路600型として更新(L=150m)	(株)〇〇建設 ※譲渡済
27	3号用水路	昭和41年	昭和60年	水路	コンクリート 水路幅 500mm	部分的にひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊がある	580m	長寿命化	平成28年度	シーリング材を塗布してひび割れを被服(L=580m)	□□建設(株) ※譲渡済
27	5号用水路	昭和40年	昭和60年	水路	コンクリート 水路幅 600mm	路線の一部がひび割れや欠損、目地の劣化などコンクリート面の摩耗など老朽化がみられる	700m	長寿命化	平成29年度	水路の老朽化部分の補修対策を行う(L=700m)	(株)△△土木 ※譲渡済
27	9号用水路	昭和40年	—	水路	コンクリート 水路幅 300mm	目地の破損が見られ漏水があり、水管理が困難である	100m	共同活動	平成29年度	目地をシーリング材を充填(100m)	〇〇建設(株)
(省略)											
⋮											
⋮											
⋮											
2	〇〇揚水機	昭和50年代	平成19年	水路	ゲート 幅1000 高さ600	経年変化による戸当たり金物の腐食及び水密ゴムの劣化がみられる	1箇所	共同活動	平成30年度	補修材及び塗料の塗布、水密ゴムの交換	(株)〇〇建設 ※〇〇ゲー(ト株)

**補修の内容・規模に応じて  
共同活動の軽微な補修ですか？  
長寿命化ですか？  
検討します。**



※状況確認(機能診断)を行い"その結果を経年的に記録管理"する(必須)

(任意様式7号)

長寿命化の基礎資料(5力年)

※事業費が200万円以上となる場合は、「長寿命化整備計画書」を作成します。

資源向上支払(長寿命化)

図面 番号	施設区分	対象活動		数 量		概算事業費		年度計画(円)					6年以降	
		取組	内容	延長	単位	規格等	単価(円)	事業費(円)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度		R11年度
①	水路	62水路の更新等	水路の更新(1号用水路)	100	m	F300	15,000	1,500,000	1,500,000					
②	農道	63農道の補修	舗装の打替え(一部(20号農道))	120	m	4.0/5.0	20,000	2,400,000	2,400,000					
③	水路	62水路の更新等	水路の更新(5号用水路)	210	m	F300	15,000	3,150,000	1,100,000	2,050,000				
④	水路	62水路の更新等	水路の更新(7号用水路)	70	m	w=3.0	15,000	1,050,000		1,050,000				
⑤	農道	64農道の更新等	未舗装農道をコンクリート舗装(2号農道)	150	m	3.0/4.0	15,000	2,250,000		1,900,000	350,000			
⑥	水路	62水路の更新等	水路の更新(6号排水路)	80	m	F300	15,000	1,200,000			1,200,000			
⑦	水路	62水路の更新等	素掘り水路からコンクリート水路(3号排水路)	110	m	F300	15,000	1,650,000			1,650,000			
⑧	水路	61水路の補修	集水枡、分水枡の補修	28	箇所	B=1000	80,000	2,240,000			1,800,000	440,000		
⑨	水路	61水路の補修	ゲート、ポンプの補修(A堰・D堰)	2	箇所		500,000	1,000,000				1,000,000		
⑩	農道	64農道の更新等	未舗装農道をコンクリート舗装(2号農道)9号農道)	220	m	3.0/4.0	15,000	3,300,000				3,300,000		
⑪	水路	62水路の更新等	水路の更新(13号排水路)	320	m	F300	15,000	4,800,000				260,000	4,540,000	460,000
⑫	農道	64農道の更新等	未舗装農道をコンクリート舗装(16号農道)	200	m	3.0/4.0	15,000	3,000,000					460,000	2,540,000
Σ		Σ	Σ	Σ		Σ	Σ	Σ						
⑤0	農道	63農道の補修	舗装の打替え(22号道路)	210	m	W=3.0m	15,000	2,000,000						
合計								38,570,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	3,000,000
							年度当たり交付額	5,000,000	5力年交付額5,000,000円×5年=25,000,000円					

活動計画書に記載

※交付額に応じた数量で5ヶ年の計画をする。

診断結果と優先順位により5ヶ年で12路線が対象になりました。

(3) 資源向上支払(長寿命化)

活動内容			延べ数量	年度計画				
施設区分	取組	内容	(単位はkmか箇所を選択)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
水路	61 水路の更新	集水路・ゲートの補修	30箇所			○	○	
水路	62水路の更新	水路の更新	0.09km	○	○	○	○	○
農道	63農道の補修	舗装(AS)の打替え	0.12km	○				
農道	64農道の更新等	未舗装農道をコンクリート舗装	0.57km		○	○	○	○



# 活動項目について

## 活動項目番号表

## (農地維持活動)

## (活動の手引き R6年度版)

### 活動項目番号表

「活動の手引き」より抜粋

**赤文字**は県独自の取組です。

※運営委員会及び総会等の活動項目番号は**300番**になります。

	活動項目番号
事務処理	200
会議など	300

#### 【農地維持活動】 (地域資源の基礎的な保全活動)

支払区分	活動区分	活動項目	活動項目番号	取組の内容(平成30年度までの取組名)赤文字は県独自の取組	
1(農地維持)	点検・計画策定	点検	1	遊休農地等の発生状況の把握 施設の点検(水路、農道、ため池)	
		計画策定	2	年度活動計画の策定	
	研修	事務・組織運営等に関する研修、 機械の安全使用に関する研修		3	活動に関する事務(書類作成、申請手続き等)や組織の運営に関する研修
		実践活動	農用地	遊休農地発生防止のための保全管理	4
	畦畔・法面・防風林の草刈り			5	畦畔・農用地法面等の草刈り 防風林の枝払い・下草の草刈り
	鳥獣害防護柵等の保守管理			6	鳥獣害防護柵の適正管理 防風ネットの適正管理
	水路		水路の草刈り	7	水路の草刈り ポンプ場、調整施設等の草刈り
			水路の泥上げ	8	水路の泥上げ ポンプ吸水槽等の泥上げ
			水路附帯施設の保守管理	9	かんがい期前の注油 ゲート類等の保守管理 遮光施設の適正管理 配水操作
	農道		農道の草刈り	10	路肩・法面の草刈り
			農道側溝の泥上げ	11	側溝の泥上げ
			路面の維持	12	路面の維持
	ため池		ため池の草刈り	13	ため池の草刈り
			ため池の泥上げ	14	ため池の泥上げ
			ため池附帯施設の保守管理	15	かんがい期前の施設の清掃・防塵 管理道路の管理 遮光施設の適正管理 ゲート類の保守管理 配水操作
	共通	異常気象時の対応	16	異常気象後の見回り(農用地、水路、農道、ため池) 異常気象後の応急措置(農用地、水路、農道、ため池)	

#### (地域資源の適切な保全管理のための推進活動)

支払区分	活動区分	活動項目	活動項目番号	取組の内容(平成30年度までの取組名)赤文字は県独自の取組
1(農地維持)	推進活動	農業者の検討会の開催	17	農業者(入り作農家、土地持ち非農家を含む)による検討会の開催
		農業者に対する意向調査、現地調査	18	農業者に対する意向調査、農業者による現地調査
		不在村地主との連絡体制の整備等	19	不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査
		集落外住民や地域住民との意見交換等	20	地域住民等(集落外の住民・組織等も含む)との意見交換・ワークショップ・交流会の開催
		地域住民等に対する意向調査等	21	地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査
		有識者等による研修会、検討会の開催	22	有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催
		その他	23	-

# 活動項目番号表 (資源向上・共同活動)

「活動の手引き」より抜粋

【資源向上活動(地域資源の質的向上を図る共同活動)】

(施設の軽微な補修)

支庁区分 2(資源向上)	活動区分 機能診断	活動項目	活動項目番号	取組の内容(平成30年度までの取組名)赤文字は県独自の取組	
機能診断・ 計画策定	機能診断	農用地の機能診断	24	施設の機能診断(農用地) 診断結果の記録管理(農用地)	
		水路の機能診断	25	施設の機能診断(水路) 診断結果の記録管理(水路)	
		農道の機能診断	26	施設の機能診断(農道) 診断結果の記録管理(農道)	
		ため池の機能診断	27	施設の機能診断(ため池) 診断結果の記録管理(ため池)	
	計画策定	年度活動計画の策定	28	年度活動計画の策定	
	研修	機能診断・補修技術等に関する研修		29	対象組織による自主的な機能診断及び簡単な補修に関する研修 老朽化が進む施設の長寿命化のための補修・更新等に関する研修 農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する 新たな施設の設置等に関する研修
		実践活動	農用地	農用地の軽微な補修等	30
	水路		水路の軽微な補修等	31	水路側壁のはらみ修正 目地詰め 表面劣化に対するコーティング等 不同沈下に対する早期対応 側壁の裏込材の充填、水路耕畔の補修 水路に付着した藻等の除去 水路法面の初期補修 破損施設の補修(水路) きめ細やかな雑草対策(水路) パイプラインの破損施設の補修 パイプ内の清掃 給水栓ボックス基礎部の補強 破損施設の補修(水路の附帯施設) 給水栓に対する凍結防止対策 空気弁等への腐食防止剤の塗布等 遮光施設の補修等 安全施設の適正管理
	農道		農道の軽微な補修等	32	路肩、法面の初期補修 軌道等の運搬施設の維持補修 破損施設の補修(農道) きめ細やかな雑草対策(農道) 側溝の目地詰め 側溝の不同沈下への早期対応 側溝の裏込材の充填 破損施設の補修(農道の附帯施設)
	ため池		ため池の軽微な補修等	33	遮水シートの補修 コンクリート構造物の目地詰め コンクリート構造物の表面劣化への対応 堤体侵食の早期補修 破損施設の補修(ため池の堤体) きめ細やかな雑草対策(ため池の堤体) 破損施設の補修(ため池の附帯施設) 遮光施設の補修等 安全施設の適正管理

# 活動項目番号表 (資源向上・共同活動)

「活動の手引き」より抜粋

(農村環境保全活動)

支払区分	活動区分		活動項目	活動項目番号	取組の内容(平成30年度までの取組名)赤文字は県独自の取組	
		テーマ				
2(資源向上)	計画策定	生態系保全	生物多様性保全計画の策定	34	生物多様性保全計画の策定	
		水質保全	水質保全計画、農地保全計画の策定	35	水質保全計画の策定 農地の保全に係る計画の策定	
		景観形成・生活環境保全	景観形成計画、生活環境保全計画の策定	36	景観形成、生活環境保全計画の策定	
		水田貯留機能増進・地下水かん養	水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定	37	水田貯留機能増進に係る地域計画の策定 地下水かん養に係る地域計画の策定	
		資源循環	資源循環計画の策定	38	資源循環に係る地域計画の策定	
		実践活動	生態系保全	生物の生息状況の把握	39	生物の生息状況の把握
				外来種の駆除	40	外来種の駆除
				その他(生態系保全)	41	生物多様性保全に配慮した施設の適正管理 水田を活用した生息環境の提供 生物の生活史を考慮した適正管理 放流・植栽を通じた在来生物の育成 希少種の監視
			水質保全	水質モニタリングの実施・記録管理	42	水質モニタリングの実施・記録管理
				畑からの土砂流出対策	43	排水路沿いの林地帯等の適正管理 沈砂池の適正管理 土壌流出防止のためのグリーンベルト等の適正管理
	その他(水質保全)			44	水質保全を考慮した施設の適正管理 水田からの排水(濁水)管理 循環かんがいの実施 非かんがい期における通水 管理作業の省力化による水資源の保全	
	景観形成・生活環境保全		植栽等の景観形成活動	45	景観形成のための施設への植栽等 農用地等を活用した景観形成活動	
			施設等の定期的な巡回点検・清掃	46	施設等の定期的な巡回点検・清掃 農業用水の地域用水としての利用・管理	
			その他(景観形成・生活環境保全)	47	伝統的施設や農法の保全・実施 農用地からの風塵の防止活動	
	水田貯留機能増進・地下水かん養		水田の貯留機能向上活動	48	水田の貯留機能向上活動	
		水田の地下水かん養機能向上活動、水源かん養林の保全	49	水田の地下水かん養機能向上活動 水源かん養林の保全		
	資源循環	地域資源の活用・資源循環活動	50	地域資源の活用・資源循環のための活動		
	啓発・普及		啓発・普及活動	51	広報活動 啓発活動 地域住民等との交流活動 学校教育等との連携 行政機関等との連携 地域内の規制等の取り決め	

(多面的機能の増進を図る活動)

支払区分	活動区分	活動項目	活動項目番号	取組の内容(平成30年度までの取組名)赤文字は県独自の取組
2(資源向上)	増進活動	遊休農地の有効活用	52	遊休農地の有効活用
		鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の	53	農地周りの共同活動の強化
		地域住民による直営施工	54	地域住民による直営施工
		防災・減災力の強化	55	防災・減災力の強化
		農村環境保全活動の幅広い展開	56	農村環境保全活動の幅広い展開
		やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	57	医療・福祉との連携
		農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	58	農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化
		都道府県、市町村が特に認める活動	59	都道府県、市町村が特に認める活動
		広報活動・農的関係人口の拡大	60	広報活動・農的関係人口の拡大

# 活動項目番号表 (長寿命化)

【資源向上活動(施設の長寿命化のための活動)】

「活動の手引き」より抜粋

支払区分	活動区分		活動項目	活動項目番号	取組の内容(平成30年度までの取組名)赤文字は県独自の取組
	実践活動	テーマ			
3(長寿命化)	実践活動	水路	水路の補修	61	水路の破損部分の補修 水路の老朽化部分の補修 水路側壁の嵩上げ U字フリューム等既設水路の再布設 集水拵、分水拵の補修 ゲート、ポンプの補修 安全施設の補修 取水施設の補修 沈砂池等の補修 水路法面の補修
					水路の更新等
		農道	農道の補修	63	農道路肩、農道法面の補修 舗装の打換え(一部) 農道側溝の補修
			農道の更新等	64	未舗装農道を舗装(砂利、コンクリート、アスファルト) 側溝蓋の設置 土側溝をコンクリート側溝に更新 道路側溝の設置
		ため池	ため池の補修	65	洗掘箇所 <sup>の</sup> 補修 漏水箇所 <sup>の</sup> 補修 ため池の浚渫 取水施設の補修 洪水吐の補修 安全施設の補修
					ため池(附帯施設)の更新等
	農地	補修	120	暗きょ排水の補修 給水栓の補修	
				更新等	121

※ 都道府県において、要綱基本方針で追加する取組については、取組番号100番台を用いて、上の表に追加すること。

・ 水土里ネット鹿児島ホームページ  
水土里サークル活動に「活動の手引き」  
等があります御活用下さい。

# その他(経費及び事務作業フローについて)

支出費目

多面で支出できる主なもの

「活動の手引き」より抜粋

「分類」欄には、以下の区分から該当する費目を選択し記載して下さい。

番号	支出費目	内容
1	前年度持越	前年度からの持越金
2	交付金	農地維持支払交付金、資源向上支払交付金(共同)、資源向上支払交付金(長寿命化)、他の活動組織からの融通額・返還額
3	利子等	利子等、構成員による活動資金の立替金
4	日当	活動参加者に対して支払った日当
5	購入・リース費	資材(碎石、砂利、セメントなど)の購入費、活動に必要な機械(草刈り機など)の購入費、パソコンなどのリース費、車両、機械等の借り上げ費、花の種、苗代など
6	外注費	補修・更新等の工事等(調査、設計、測量、試験等を含む)に係る建設業者等への外注費、事務の外注費など
7	その他支出	技術指導等のために外部から招く専門家等への謝金、活動に係る旅費、保険料、草刈り機の替刃、役員報酬、お茶代など
8	返還	返還金、他の活動組織への融通額・返還額

支出に当たっての留意点 ①

- 日当
  - ・ 日当の単価は、以下に示すとおり、地域で一般的に適用されている類似作業の労務単価等を参考にすると、地域の実情を踏まえて決定し、毎年構成員全員に周知して下さい。

- ・ 地域別最低賃金
- ・ 地方公共団体単価
  - ⇒ 都道府県の非常勤職員単価
  - ⇒ 市町村の非常勤職員単価
- ・ 地域別組織単価
  - ⇒ 営農組合単価
  - ⇒ 水利組合単価
  - ⇒ 自治会単価
  - ⇒ 土地改良区単価
  - ⇒ シルバー人材センター単価 等
- ・ 農作業単価
  - ⇒ 市町村農業委員会の農作業標準料金
- ・ 公共労務単価
  - ⇒ 公共工事設計労務単価 等

## ① 大事なこと !!

・ 日当や借用機械等の単価は市町村が公表している単価等を参考にして **地域性** を考慮した **常識的** な単価にして下さい。

・ 役員手当なども **組織の合意** の基決定します。

・ 単価等決定事項は **内規** に **明記** します。

支出に当たっての留意点 ②

- 購入・リース費
  - ・ 機械や事務機器の購入に当たっては、財産管理や目的外使用防止の徹底が必要であり、利用回数や期間、価格を踏まえ、リースやレンタルする場合の条件と比較して判断する必要があります。
  - ・ 購入・リースした機械等を本交付金の 目的以外の用途に使用した場合、購入・リースに要した経費を全額返還する必要があることから、適切な管理が求められます。
- 外注費
  - ・ 本交付金は、地域が共同で行う地域資源の保安全管理活動等を支援するものですが、活動の規模や技術面から見て 活動組織で実施可能な範囲を超えていると判断される場合に限り、作業委託等の外注により実施することが可能です。
  - ・ 外注を行う場合には、3者以上から見積もりを徴収するなど効率的かつ透明性の高い予算執行に努めて下さい。

注意すべき不適切な実施例

[ 作業委託(外注)等の際に見積徴収を行っていない又は見積徴収先が3者未満 ]

- ・ 外注等(機械リース、機械の購入、事務委託、作業(工事)委託)の際に見積徴収を実施していない。
- ・ 外注等の際の見積徴収について、3者以上に実施していない。

※上記に該当する場合、原則として 3者以上から見積徴収を行うよう、今後対応を改善する必要があります。

○ その他

- ・ 共同活動には草刈や泥上げといった危険を伴う作業が多いことから、保険への加入を推奨します。

## ② 大事なこと !!

・ 機械などを購入する際は、使用頻度・維持費などをリースと比べてどちらが **経済的** か **比較検討** して下さい。

・ 作業の委託や機械購入の際は、**原則3者以上の見積もり** を徴収して下さい。

支出費目

交付金の支出対象とならない経費

番号	項目	具体例
1	農業者の営農活動にかかる経費	・営農活動に必要なポンプの電気代など農業水利施設の運転経費 ・営農のための人件費、機械経費、資材等の購入費
2	多面的機能の発揮と関連しない経費	・活動組織の活動と関連しない行事や農業と関連しない祭りに関する費用 ・接待費、慶弔費、酒類・つまみの購入費、慰労を目的とした旅費、自治会等の集会所の備品の購入費、神社への玉串料や奉納品代等
3	他団体への寄付	・他団体への寄付・助成 ・他団体の経常的運営に必要な経費
4	他事業の地元負担への充当	・他事業による施設整備・補修等の地元負担
5	管理者が決まっている施設の維持管理に要する経費	・国、都道府県又は市町村が管理者となっている道路や河川の維持管理の経費 ※ただし、地域の慣行として施設管理者の了解のもと、農地や水路等の施設などの地域資源の保全管理と一体的に維持管理している施設については対象にすることができる場合があるので、市町村に相談のこと
6	自ら実施する必要があるものに要する経費	・活動組織の設立前に必要な事業計画の策定に係る費用

※ 活動計画に位置づけ、事業計画の認定を受けた活動に係る経費については交付の対象です。

「活動の手引き」より抜粋

多面で

**!! 支出できない!!**

もの

この項目に該当する物品及び活動等には多面では支出できませんので**組織には周知**をお願いします。



注意すべき不適切な実施例

[ 本交付金の活動以外又は活動のみに用途の限定が難しいものへの支出 ]

- ・本交付金の活動と関係性のない食料品、日用品、物品、日当等へ支出している。
- ・本交付金の活動以外にも使用している事務用品等へ支出している。
- ・認定農用地の区域外や河川・道路等管理者が別途存在し管理する土地での活動へ支出している。
- ・活動組織設立以前の活動へ支出している。

※上記に該当する場合、交付金返還の対象となります。ただし、法令等に基づいて定められた管理者が管理する施設のうち、慣行として地域で管理すべき水路等の施設や農用地と一体的に管理しているものについては、共同活動の対象とすることができる場合があります。

計画にない多面の**目的以外**の活動に支出した場合は**対象額を返還!!**する事になります。

# 水土里サークル活動(事務作業フロー)

